

## 五 天保元年の風水害

七月八日・同十 天保元年（一八三〇）には、七月八日・同十七日の二度の洪水によって、川筋土手、田七日の風水害 地が被害を受けた。八日の風水害のようを「国作手永大庄屋日記」には、

七日夜九ツ（午前零時）過ぎごろより東風吹き出し、八日朝六ツ（午前六時）過ぎまでは風ばかりにて、大風と申す程の儀も御座無き候所、五ツ時分（午前八時ごろ）より風雨ともにはげしく、次第に風強く罷成り、九ツ半（午後一時）ごろまで、大風雨はなほだしく御座候、それより少し風雨軽く罷成り、追々八ツ時分（午後二時ごろ）より西風に罷成り、またまた風雨はげしく御座候、暮六ツ時分（午前六時ごろ）風雨ともに相止み申し候、この度の風、田島ともに大分相障り申し候趣、別て早進みの稲には、格別相障り申し候様子相聞え、苦々敷存じ奉り候、なおまた、両川（今川・祓川）ともに洪水にて御座候と記されており、後日報告された被害書には、川筋土手に多くの被害を出している。

八日の風水害から九日後の同十七日には、また風水害に見舞われた。「国作手永大庄屋日記」には、「十七日、風雨洪水」と簡明に記されているだけであるが、被害の書き上げによると、川筋の広範囲にわたって、土手決壊の被害を出している（第81図参照）。

八日・十七日の両度の風水害で、田地は冠水、砂入りなどによる被害を受けた。その後、稲虫が発生してこの年の稲作は不作となった。『中村平左衛門日記』には、「湯川・葛原・津田・下長野は第一の不作にて、

一昨子年（文政十一年）よりも不毛立なり」と、  
所によつては、文政十一年の台風による被害  
を上回つたと記してある（第107表参照）。

天候不順による稲作の不作は、年貢の引き  
下げ要求となつて、検見役に申し出るが、仲  
津・築城両郡はその場でなかなかまとまらず、  
仲津郡は検見役が帰りがけの呼野で、築城郡  
は引き取りの小倉へ大庄屋が出向いてようや  
く決まつた。この年は、麦作が豊熟であつた  
ので、秋作の助けになつた。



蟬溪

第81図 土手復旧作業の図（「孝義旌表録略伝」）

第107表 文政13年(天保元)7月8日・17日の風雨による被害

村名	被害場所	8日の被害	17日の被害	被害合計
大橋	御蔵上行司堀土手半崩 1カ所		65間	65間
〃	同所下土手腹落 1カ所		12	12
〃	大新地行司川筋土手半崩 2カ所	120間	58	160
〃	沖新地行事川筋土手半崩 1カ所	52	20	72
〃	沖新地東の角土手腹落 1カ所	26	14	40
〃	沖新地中土手半崩 1カ所		7	7
〃	川嶋土手腹落1カ所	16	54	70
〃	浜崎土手腹落1カ所		34	34
〃	浜崎大野井道土手半崩 1カ所		8	8
国分	塚田石垣腹落1カ所	17	32	49
矢富	車田土手切 1カ所	14		14
上坂	中そら石垣腹落 1カ所	17	13	30
大橋	本田32町 6 反程、新地14町 8 反程冠水			47町4反
	居家本軒			1軒
国作	居家半軒			1軒
竹並	居家半軒			1軒

(「国作手永大庄屋日記」から)

六 嘉永三年の風水害と同六年の旱魃

六月一日の洪水

嘉永三年(二八五〇)には、六月の洪水、七月・八月の風水害による災害を受けた年であった。六月の洪水は、「国作手永大庄屋日記」に「昨朔日(六月一日)早朝より降雨仕